

よくわかる消費税軽減税率制度

～北支部（南森町）会場～まずはここから！消費税軽減税率制度のポイント

2019年(平成31年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、食料品等の特定品が8%の税率に据え置かれる消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の下では、売上や仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存等が必要になります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係しますので、多くの事業者の方にご受講をお勧めします。

◆日時 9月4日（火） 午後2時～3時30分

◆会場 大阪商工会議所 北支部 会議室

（最寄駅：地下鉄「南森町」1番出口西へ徒歩100m）

大阪市北区西天満5丁目1-1 ザ・セヤマビル2階

◆講師 北税務署 担当者

◆主な内容

1. 軽減税率制度の概要

- (1) 日々の業務での対応
- (2) 軽減税率の対象品目

3. 消費税の計算と税額計算の特例

- (1) 軽減税率実施後の税額計算
- (2) 中小企業の方の税額計算の特例

2. 帳簿及び請求書等の記載と保存

- (1) 仕入れ税額控除の要件
- (2) 帳簿と請求書の記載例

4. その他

- (1) 軽減税率対策補助金

◆定員 40名（申込先着順にて受付）※大阪府内の中小企業対象、1社2名様まで。

◆受講料 **無料**

◆申込方法 大阪商工会議所北支部まで、下記申込書に必要事項をご記入の上

FAXにて「6130-5113」までお申し込み下さい。

◆お問合せ先 電話番号「6130-5112」（担当：吉田・福留まで）

申込書

大阪商工会議所 北支部 行（FAX 6130-5113）個人情報につき、番号のお間違え無きようお願いします。

9/4（火）よくわかる消費税軽減税率制度 受講申込書

事業所名				会員番号	
所在地	〒			業種	
電話		FAX		e-mail	
フリガナ氏名		資本金	万円	従業員数	人

※ご記入頂いた情報は、大阪商工会議所及び北税務署からの各種連絡・情報提供（Eメールでの事業案内含む）のために利用させていただきます。講師には参加者名簿として配布いたします。